

岐阜県公報

目次

規則	岐阜県条例施行規則の一部を改正する規則 農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する 条例施行規則を廃止する規則	(税務課) 五三三 (同) 五三六
告示	軽油取引税に係る特約業者の指定取消し 救急医療施設の委嘱 道路の供用開始	(税務課) 五三六 (医療整備課) 五三七 (道路維持課) 五三七
訓令	岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令	(税務課) 五三七
公示	消費生活センターの事務を行う日及び時間の変更に関する 指定自立支援医療機関の指定 指定自立支援医療機関の指定辞退	(環境生活政策課) 五三八 (保健医療課) 五三八 (同) 五三八
正誤	開発行為の工事の完了中訂正	(法務・情報公開課) 五三八

規則

第二千七百七十三号
平成二十二年八月十三日

(金曜日)

岐阜県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二中、「第五十三条第四十三項」を、「第五十三条第三十八項」に改める。
第六十三条第三項を削る。

第七十七号の二様式中「第53条第42項」を「第53条第37項」に

生じた事実	「
会社更生 の決定があ る再生 地方税法 第1	」

法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始
した。
法の規定による再生手続開始の決定があった。
施行令第9条の8の6及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。
号該当 第2号該当

再生手続開始の決定があつた。
再生手続開始の決定があつた。
地方税法施行令第9条の8の6及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。
第1号該当 第2号該当

ご改め。

第八十三号様在中

合併・分割		年月日	分割区分	新設
合併年月日・分割型分割の場合の分割年月日	年月日	分割区分	新設	適格
被合併人・分割法人	所在地	電話番号	代表者氏名	
	名称			

合併		年月日	年月日	適格区分	適格・その他
合併年月日	年月日	適格区分	適格・その他		
被合併人	所在地	電話番号	代表者氏名		
	名称				

その他
ご改め。

第百二号の十五様式備考第一号中「(二)」を「(H)」に改める。
附則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第百二号の十五様式備考第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成二十二年八月十三日
岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号
農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例施行規則を廃止する規則
農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例施行規則（昭和四十六年岐阜県規則第百十二号）は、廃止する。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
平成二十二年八月十三日
岐阜県知事 古田 肇

告示

岐阜県告示第四百五十号
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。
平成二十二年八月十三日
岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社丸茂石油店	馬場 一光	羽島市福寿町間島六丁目六番地	平成二一・五・三一

岐阜県告示第四百五十一号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十二年八月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

郡上市地域医療センター 郡上市和良町沢八八一
I 国保和良診療所 平成二五・七・三一

岐阜県告示第四百五十二号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十二年八月九日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限

博愛会病院 不破郡垂井町二二〇番地の四二 平成二五・八・八

岐阜県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月十三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の日は 変更の告知 年月日) ほか
県道	小倉 大垣 烏江 線	養老郡養老町下笠字和田八 二〇番一地从先から 同郡同町上之郷字西ノ 切一四九番地先まで	一四七〇	平成 三・八・三	平成 一九・三・二

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
総務部
出納事務局
各県税事務所

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中、「第五十三条第二十五項」を、「第五十三条第二十項」に、「第四十一項」を、「第三十六項」に、「第四十四項から第四十七項」を、「第三十九項から第四十二項」に改め、「法第七十二条の三十一第四項、第七十二条の四十一の五第一項及び第二項において準用する場合を含む。」を削る。
第八十五条第二項中、「第五十三条第五十三項」を、「第五十三条第四十八項」に改める。
第九十三条第三項中、「第五十三条第四十四項」を、「第五十三条第三十九項」に改める。
第九十五条第一項第一号中、「第五十三条第五十二項」を、「第五十三条第四十七項」に

改める。
別記第百八十九号様式中「第 53 号第 50 項（第 51 項・第 52 項）」を「第 53 号第 45 項（第 46 項・第 47 項）」に改める。
附 則
この訓令は、平成二十二年十月一日から施行する。

公 示

消費生活センターの事務を行う日及び時間の変更に関する公示
次の表の上欄に掲げる消費生活センターの事務を行う日及び時間を同表の下欄のとおり変更したので公示する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県飛騨振興局振興課

月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時十五分まで

備考 「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいい、「年末年始」とは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいふ。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

平成二十二年八月十三日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 月 日
ヘルスバンク杉浦薬局 蘇原店	各務原市蘇原花園町四一〇	精神通院	平成三・八・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
スギ薬局関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二一	精神通院	平成三・六・三〇

正 誤

（校正誤り）

平成二十二年七月二十三日第千二百六十七号 開発行為の工事の完了四九八頁の表中「同建築第五七号の二」は、「同東建築第五七号の二」の誤り。

編 集 各務原市テクノプラザ一 一 ブイ・アール・テクノセンター